

## 富山大学経済学部インターンシップ実施要項

平成 18 年 4 月 24 日制定

平成 19 年 5 月 23 日改正

平成 21 年 1 月 27 日改正

平成 27 年 6 月 10 日改正

平成 28 年 2 月 10 日改正

平成 30 年 3 月 27 日改正

令和 2 年 4 月 15 日改正

令和 3 年 6 月 17 日改正

### (趣旨)

第 1 この要項は、富山大学経済学部（以下「本学部」という。）におけるインターンシップの実施に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 この要項において、「インターンシップ」とは、本学部の授業の一環として、学生が国内の民間企業・官公庁等及び海外における民間企業・団体等において、実習あるいは研修形態の就業体験（海外の場合は、所定のボランティア活動を含む。）を行うことをいう。

### (実施プログラムの内容)

第 3 インターンシップの実施内容は原則として次に定めるプログラムとする。

#### (1) 国内インターンシップ

- ①富山県インターンシップ推進協議会から提示された企業等で実施するもの
- ②民間企業、官公庁等が提供するプログラムのうち本学部が適当と認めたもの

#### (2) 国際インターンシップ

- ①本学が提供するプログラムのうち、海外で実施するもの
- ②民間企業、団体等が提供するプログラムのうち、海外で実施し、かつ本学部が適当と認めたもの

### (対象年次)

第 4 インターンシップの実施対象年次は、2 年次以降とする。

### (実施期間)

第 5 インターンシップの実施期間は、原則として春季及び夏季の休業期間とする。

### (授業科目区分及び科目名)

第 6 インターンシップの授業科目区分は、専門科目選択共通科目とし、授業科目名は、インターンシップの実施内容及び実施期間等により、以下のとおりとする。

なお、修得上限単位数は4単位とし、国内及び国際インターンシップの履修はそれぞれⅠ又はⅡのいずれかのみとする。

国内インターンシップⅠ・Ⅱ

国際インターンシップⅠ・Ⅱ

(授業単位数)

第7 授業単位数は、インターンシップの実施期間等により、以下のとおりとする。

(1) インターンシップⅠ

実施期間が1週間程度(実働5日間, 30時間程度)で、かつ実施内容が適当と判断される場合 1単位

(2) インターンシップⅡ

実施期間が2週間程度(実働10日間, 60時間程度)以上で、かつ実施内容が適当と判断される場合 2単位

(成績評価)

第8 インターンシップの成績評価については、経済学部教務委員会が原則としてインターンシップを実施した企業等の評価に基づき、事前指導及び事後指導を総合して判断し、授業科目担当教員が認定する。なお、企業等の評価が得られない場合は、学生が作成した実習レポートに基づくものとする。

(履修方法)

第9 インターンシップを履修しようとする学生は、事前にインターンシップ履修票及びインターンシップを実施する企業等が求める書類を人社芸術系事務部人社系学務課へ提出するものとする。

(報告書の提出)

第10 インターンシップを終了した学生は、終了後、直ちにインターンシップ報告書を人社芸術系事務部人社系学務課へ提出するものとする。

(事前・事後指導)

第11 インターンシップの実施に際しては、説明会や合同事前説明会等を通じ、十分な事前指導を行うものとする。

2 インターンシップの終了後は、富山大学インターンシップ実習日報・報告書等に基づき、専門ゼミナール指導教員が十分な事後指導を行うものとする。

(安全管理)

第 12 インターンシップを履修する学生は、学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険に必ず加入するものとする。

(その他)

第 13 この要項に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、富山大学国際インターンシップ導入方針（平成 27 年 3 月 4 日 高等教育機構会議了承）に基づくほか、経済学部就職指導委員会の意見を聴いて、学部長が別に定めることができる。

附 則

この要項は平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は平成 27 年 6 月 10 日から実施し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要項は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 3 年 6 月 17 日から実施し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。